○ 神戸学院大学附属中学校・高等学校公益通報規則

2025 年 4 月 1 日
制定

（目的）

第1条　この規則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人神戸学院(以下「法人」という。）神戸学院大学附属中学校・高等学校（以下、「本校」という。）における公益通報及び相談(以下「通報」という。)の処理体制並びに通報者又は相談者(以下「通報者」という。)の保護に関する必要事項を定めることにより、法令、本校の諸規則等に違反する行為等(以下「法令違反行為」という。)の早期発見と是正を図り、本校における法令遵守体制の強化に資することを目的とする。

(公益通報処理委員会)

第2条　前条の目的に基づき、法令違反行為に対処するために本校に公益通報処理委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2　委員会は、次の委員をもって構成する。ただし、委員会の委員が関係する通報の処理には、当該委員を関与させないものとする。

(1)　校長

(2)　教頭２名（附属中学校・高等学校）

(3)　事務長

(4)　その他、委員長が必要と認める者

3　委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。ただし、校長が関係する通報の処理については、委員の互選による。

4　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5　委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(通報者)

第3条　本校の職員、法人の役員、法人と雇用契約・業務委託契約のある者（本校の職員を除く。）、本校の指揮命令下にある派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき本校においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（以下「職員等」という。）は、法令違反行為に関する通報を行うことができる。

２　前項の通報者には、通報の日前1年以内に本校の職員、法人と雇用契約・業務委託契

約のあった者（本校の職員を除く。）、派遣労働者及び取引先の労働者であった者を含む。

（通報の方法）

第4条　通報の方法は、電話、FAX、電子メール、書面又は面談による。

（禁止事項）

第5条　職員等は、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的、その他不正の目的をもって、通報を行ってはならない。

（受付窓口）

第6条　委員会は通報の受付を行うため、受付窓口を内部監査室及び本校が指定する法律事務所に置く。

2　通報の受付窓口の設置及び通報の方法、対応等についてホームページ等により周知する。

3　通報の受付に従事する者は、通報の受付により知り得た情報を秘密として取り扱い、通報の適正処理に必要な範囲外への秘密の漏洩防止を徹底しなければならない。

4　利益相反関係の排除の観点から、通報の受付に従事する者は、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。

（通報の受付処理）

第7条　受付窓口は、書面、電子メール等その他通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対し、通報を受け付けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。ただし、匿名による通報の場合又は通報者の特定ができない場合にはこの限りではない。

2　受付窓口は通報の受付後、速やかに、委員長に報告するものとする。

3　委員長は前項の報告を受けたときは、理事長及び監事に通報内容を報告するとともに、委員会を招集し、当該通報の受理又は不受理を決定する。この場合において、当該通報の不受理を決定した場合は、その理由を併せて当該通報者に通知するものとする。

（調査等）

第8条　委員会は必要に応じて調査小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、通報の内容について調査を行うものとする。

2　小委員会の委員(非公開とする。)は、委員会において、本校の職員の中から、その都度選任する。

3　委員会は専門的な知識、経験を持つ外部の弁護士等を小委員会の委員に加えることがで

きる。

4　委員会は小委員会が行う調査にかかる業務の全部又は一部を本校が指定する法律事務所に委託することができる。

5　小委員会は通報の調査に必要な場合は、学外者に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第9条　小委員会は、調査対象部門の責任者又は調査対象者に対し、調査実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

2　調査対象部門の責任者又は調査対象者は、前項の請求があつた場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(調査内容の報告)

第10条　小委員会は調査が終了したときは、速やかに委員会に書面により報告しなければならない。

(審査及び裁定)

第11条　委員会は前条の報告に基づき、通報の内容の真否並びに通報の内容が事実である場合の是正措置及び再発防止措置(以下「是正措置等」という。)を審査し、裁定するものとする。

2　委員長は、裁定結果を理事長及び監事に報告するものとする。

(是正措置)

第12条　理事長は委員会の調査に基づき、法令違反行為の存在が明らかとなつた場合は、速やかに、その是正措置等を講じなければならない。

2　理事長は是正措置等が講じられた場合は、当該措置に関わる通報を行つた者に対して、是正結果を通知しなければならない。

3　理事長は調査の結果、法令違反が存在しなかつたことが確認された場合は、調査対象者の名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(遵守事項)

第13条　委員会の委員等、その他この規則に定める通報の業務に携わる者(以下「公益通報関係者」という。)は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2)　調査対象部門又は調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3)　公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。

(4)　通報を行つた個人を特定する情報について、本人の同意ある場合を除いて、その秘密保持に努めること。

(5)　職務上知り得た秘密を正当な理由なく、漏洩しないこと。

2　公益通報関係者は、その任を退いた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。退職した場合も、又、同様とする。

(通報者等の保護)

第14条　法人は、本校の職員等が通報を行ったことを理由として、学校法人神戸学院神戸学院大学附属中学校・高等学校就業規則（以下「就業規則」という。）第60条及び第61条に基づく制裁、役員の解任、契約の解約、その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

2　前項の場合において、職員等が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りではない。

3　法人は、通報者及び調査への協力を行った者に対し、不利益な取り扱い、嫌がらせ等を行った職員には、就業規則第60条及び第61条に基づき制裁を行うことができる。

(事後確認)

第15条　内部監査室は、是正措置が講じられる場合において通報処理終了後、適切な時期に次の事項を確認し、理事長及び監事に報告しなければならない。

(1)　法令違反行為が再発していないこと。

(2)　是正措置等が十分機能を果たしていること。

(3)　通報を行つた職員等への不利益な取り扱いがないこと。

(規則の改廃)

第16条　この規則の改廃は、職員会議の議を経て、理事会において行う。

附　則

この規則は、2025年4月1日から施行する。

附　則

この規則は、2026年4月1日から施行する。

附　則

この規則は、2026年12月1日から施行する。